

平成16年4月22日

各位

会社名 株式会社 三越  
代表者名 代表取締役社長 中村 胤夫  
(コード番号 2779 東証第1部、大証第1部)  
問合せ先 上席執行役員 小野 俊一  
コーポレートコミュニケーション部長  
(TEL 03-3241-3311)

## 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、平成16年4月22日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社取締役および役付執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションを目的とした新株予約権の発行に関する議案を、平成16年5月27日開催予定の当社定時株主総会に提案することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社は、今般、役員報酬と当社株価との連動性を高めるため、役員報酬制度の見直しを行い、新たに「株式報酬型ストックオプション」を活用した株式報酬制度を導入することといたしました。

現在の役員報酬は「固定報酬」と「業績成果報酬」から構成されておりますが、この「業績成果報酬」の一部を「株式報酬」に置き換え、「株式報酬型ストックオプション」を割り当てることといたします。

「株式報酬型ストックオプション」とは、下記「新株予約権発行の要領」に記載のとおり、各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額を1株当たり1円とすることにより、権利者が実質的に当社株式を保有したと同様の効果が生じ、株価上昇によるメリットだけでなく、株価下落によるリスクまでも株主と共有することになります。

当社取締役および役付執行役員の株価向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を図ることを目的として、当社取締役および役付執行役員に対し「株式報酬型ストックオプション」として新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、下記「新株予約権発行の要領」に記載のとおり、新株予約権の割当てを行った翌年の6月1日より権利行使を可能とします。

また、今後も取締役および役付執行役員に対し、在任中の各年度における当社株主総会での承認可決を条件として、「株式報酬型ストックオプション」として新株予約権を無償で割り当てていくことを予定しております。

### 2. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 200,000株を上限とする。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる

ものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整するものとする。

(2) 新株予約権の数

200個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、前記(1)のただし書き以下に定める目的となる株式の数の調整について、「目的となる株式の数」を「付与株式数」に読み替えて準用するものとする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(前記「特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由」参照)

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成17年6月1日から平成26年5月31日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。

(6) その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

(7) 新株予約権の消却事由および消却の条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

以上

上記の新株予約権の具体的な発行および割当ての内容については、平成16年5月27日開催予定の当社定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会以降に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。